

30修理第1361号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

株式会社ジェイ・シー・ティ

事業所の
所 在 地

神奈川県横浜市都筑区中川1-29-1 イイダビル4F

事業所の
名 称

株式会社ジェイ・シー・ティ 関東支店

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間

平成30年10月15日から
平成35年10月14日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成30年10月15日

農林水産大臣 吉川 貴盛

